

令和 2 年第 11 回守山市農業委員会総会議事録

第 11 回守山市農業委員会総会を市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 2 年 11 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 45 号～議第 50 号

議第 45 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 46 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 47 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 48 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 49 号 賃借料情報の提供をすることについて

議第 50 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積（別
段の面積）の設定について

報告第 45 号～報告第 49 号

報告第 45 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届
出の報告について

報告第 46 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について

報告第 47 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい
て

報告第 48 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解
約通知について

報告第 49 号 農地変更届出について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 北野 豊弘	2 川島 忠文	3 林 茂一
4 石田 達男	6 寺田 久重	7 林 善治
8 下村 耕	9 戸田 守晃	10 山本 麻紀代
11 園田 耕三	12 寺田 英子	13 秋山 新治

3 欠席委員は、1 名です。

5 番 木村 伊太郎委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員 局長 岩井 友宏

書記 主幹 寺田 篤司

書記 指導員 井上 俊明

農政課 主査 西川 孝司

○局 長

それでは、総会に入ります。

委員総数 13 名中 12 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 2 年第 11 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

それでは、会長が開会のご挨拶を申し上げます。

(開会 午後 3 時 25 分)

○議 長

それでは、令和 2 年第 11 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 3 件、その他案件 3 件、

報告案件 5 件の合計 11 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

9 番 戸田 守晃 委員

10 番 山本 麻紀代 委員 を指名いたします。

○議長 (第 7 条議題の宣言)

それでは、議題に入ります。議第 45 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第 45 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 45 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 西川主査 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 45 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求めるものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議第 45 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（第 10 条発言） 「無し」との声有り

○議 長 （第 17 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありま

せんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 46 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第46号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 46 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 2 ページ、位置図の 2 ページとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、2 件でございます。

1 番目の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 1,999 平方メートルです。地目は記載のとおり田で、貸付地となっております。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇〇さん 〇〇歳で、譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番地の〇〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりで、貸付は合意解約済みです。

譲受人の経営面積は、1,850.7 アール、通作距離は 2.7 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 1,253 平方メートル、同じく〇〇〇番〇 248 平方メートルです。地目は記載のとおり

り、それぞれ田で、自作地です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇 さん
〇〇歳で、譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇
〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買、事由は事由欄に
記載のとおりです。

譲受人の経営面積は、60.4 アール、通作距離は 8.6 キロ
メートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の
全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施さ
れるため該当しません。また、第 2 号の法人要件（農地所
有適格法人以外の法人は農地取得できない）につきましては
は、1 番については農地所有適格法人であるため適用がな
く、2 番については個人であるため適用ありません。

第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業
常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、
第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満
たしているため該当しません。

このことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しませ
んのので許可相当と考えます。

以上で、議第 46 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から確認状況の報告をいただきます。

まず、1 番の案件の担当委員である●●委員は欠席されていますので、2 番の案件を●● ●●が報告いたします。

○●番 ●● ●●委員

譲り受け人の農地が、県の収用事業として道路の用地に掛かりましたことから代替地として求められるものでございます。

今回の農地の隣接地が譲り受け人の耕作地であることから土地が続くということで、望まれたというように県の方から報告を受けたところでございます。

私から以上でございます。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2 番の案件ですが、通作距離が 8 キロメートルと遠くなりますが、農業機械など農地の近くに置かれているのでしょうか。

○●番 ●● ●●委員

現在は、作業委託されています。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 47 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 47 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 47 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 3 ページ、位置図は 5 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利移動の伴わない自己転用の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 3 件でございます。

1 番の案件です。（位置図 P 5、6）

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 591 平方メートルで、登記地目は畑、現況は宅地となっております。

申請人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、事由は専用住宅です。備考欄に記載のとおり、昭和 49 年に住宅が建築された無断転用の是正案件です。

立地基準の判断については、第 2 種農地で市街地化が見込まれる区域内的の農地で、相当数の街区を形成している区域であることから許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4 条第 6 項に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 7、8)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 231 平方メートルで、登記地目は畑、現況は雑種地となっております。

申請人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇 さん 〇〇歳です。申請人が土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、事由は貸駐車場です。備考欄に記載のとおり、土地造成着工済の無断転用の是正案件です。また、〇〇町地区計画区域内であります。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇幼稚園）があることから許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第4条第6項に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。(位置図 P 9、10)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 13 平方メートル、同じく〇〇〇番〇 11 平方メートル、地目はそれぞれ記載のとおり田で、自作地です。

申請人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳です。申請人が土地を取得した時期および原因は記
載のとおり相続で、事由は農業用 通路となっております。

備考欄に記載のとおり、次の議案であります議第 48 号
の 1 番ならびに 2 番の 診療所と薬局の開発事業の関連案
件で、農道として従来より農業組合が管理されていた通路
部分でございます。

立地基準の判断については、第 2 種農地で市街地化が見
込まれる区域内的の農地で、住宅公共施設等が連たんした区
域に近接していることから許可相当と考えます。一般基準
についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 4
条第 6 項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第 47 号の提案理由の説明といたします。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状
況の報告をいただきます。

まず、1 番の案件を●●委員からお願いします。

○●番 ●● ●●委員

この案件は、母親が亡くなり相続した折に、無断転用で
あることがわかりましたので、今回是正されるものです。

○議長

続いて、2番の案件は●● ●●が報告いたします。

○●番 ●● ●●委員

局長より説明のありましたように、国道沿いの農地でありまして、昨年まで大豆等を栽培していましたが、このコロナ禍により畑として利用できないとの理由で、この夏に隣地の駐車場と同程度の高さまでクラッシャー（碎石）で埋め立てられましたので、今回是正案件として申請されました。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

局長より説明のありましたように、診療所と薬局が建設される農地の残地で、以前から農作業用の通路があったことから、その通路を確保するための申請です。

以上です。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはありませんか。

○当番委員（●● ●●委員）

3番の通路は、以前からアグリサポートの機械が通行しているようです。問題はありません。

○当番委員（●● ●●委員）

3 番には道路に面しない農地が残ることになるので、少し心配しています。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

（第 1 0 条発言） 「無し」との声有り

○議 長 （第 1 7 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（第 1 0 条発言） 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 48 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。

議第48号 農地法第5条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第48号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は4ページ、位置図は13ページからとなります。

これは転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は3件でございます。

1番目の案件です。(位置図P13、14)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,125 平方メートル、
同じく〇〇〇番〇 721 平方メートルで、地目は、それぞれ田で、自作地です。

貸人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん。借人は、
大津市〇〇〇 〇丁目〇〇-〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇
歳です。貸人が、土地を取得した時期および原因は記載の

とおり相続で、契約内容は賃貸借、事由は診療所となっております。備考欄に記載のとおり、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（〇〇〇〇〇〇中学校・高等学校、〇〇〇〇〇〇中学校・高等学校）があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 15、16)

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 171 平方メートルで、地
目は、田で、自作地です。

貸人は、同じく〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん。
借人は、京都市〇〇区〇〇〇〇〇〇町〇〇〇 株式会社
〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。貸
人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続
で、契約内容は賃貸借、事由は薬局となっております。備
考欄に記載のとおり、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、先ほど同じく、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設

する道路の沿道で、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の公共施設（〇〇〇〇〇中学校・高等学校、〇〇〇〇〇中学校・高等学校）があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。（位置図 P 17、18）

〇〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇 611 平方メートルです。地目は、登記・現況とも田で、自作・借入の別は、自作地です。

譲渡人は〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇 歳です。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇〇〇 株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇 さんです。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は駐車場となっております。備考欄に記載のとおり、開発事業同意に該当します。

立地基準の判断については、第 2 種農地で市街地化が見込まれる区域内の農地で、相当数の街区を形成している区域であることから許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第 48 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1 番と 2 番の案件を●● ●●委員からお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1 番と 2 番は同地先での開発であり、それぞれ診療所と調剤薬局の建設になります。

よろしくご審議をお願いします。

○議 長

続いて、3 番の案件を●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

ここは、周りが住宅であるので耕作には向いていないところでは、建設会社の従業員の駐車場としての利用になりますので、問題は無いと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

3 番の農地に隣接する守山川の右岸には 1 メートルほどの里道がありますが、左岸にも 50 センチメートルの道があるとの話を聞いたが、公図には存在せず「出し合い道」があるのかもしれませんが。地元には連絡しておりませんが、今回の開発には関係ありませんので、問題は無いと思います。

以上です。

○当番委員（●● ●●委員）

周りが住宅地であるので、駐車場としての利用は仕方ないと思います。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

1 番 2 番の譲り渡し人が、この農地を相続したのは幼少のころであったと議案書では伺えますが、間違いないですか。

○事務局

間違いありません。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 49 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。

議第 49 号 賃借料情報の提供について
以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 49 号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

賃借料情報の提供をすることについては、賃借料の額を公表することについて、本委員会の決定を求めるものでございます。詳細は、事務局より説明いたします。

○事務局

農地法第 5 2 条の規定に基づき、農地法および農業経営基盤強化促進法により賃借された実勢の賃借料を集計し、情報提供します。別紙の「守山市賃借料情報」をご覧ください。

平成 3 1 年 1 月から令和元年 1 2 月までに締結または公告されました 1 反あたりの平均価格を求めたものです。田については各学区に、畑は普通畑と野洲川跡地の特殊畑に分けております。普通畑はデータ数が乏しいため、市内全域を一つの区域としております。

なお、この「賃借料情報」は、平均であり拘束力はなく賃借料決定の参考として提供するものですから、実際の契約の際には貸し手と借り手の両者でよく協議したうえで締結をお願いしています。

以上で、議第 49 号の提案理由の説明を終わります。

○議長

ただいまの案件に対し、農地委員会において賃借料情報の検討を行なっていただきましたので、農地委員会から報告をお願い致します。

○●●農地委員長

去る、10月29日に農地委員会を開催し、今年度の「賃借料情報」の提供について検討いたしました。賃借料を現物支給の米でも取引されているので、米の価格を「60kg 12,000円」と設定しています。この金額は、おうみ富士農協の令和2年度の概算金のコシヒカリ、キヌヒカリ、秋の詩の1等米を平均しております。近隣の市においても、農協の概算金に準拠されておりますので、当市においても同様の取扱いとさせていただきました。また、「無償」の貸借の件数も表示しました。

以上、報告いたします。

○議長

ありがとうございました。

○議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 （第 17 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は、原案のとおり賃借料情報として提供することに、ご異議ありませんか。

（第 10 条発言） 「異議無し」との有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり賃借料情報として提供することに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 50 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 50 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号の下限面積の設定について

以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 50 号につきまして、提

案理由のご説明を申し上げます。

下限面積（市内一円 50 アール）における別段面積の設定については、「農業委員会の適正な事務実施について」の農林水産省経営局長通知が、平成 22 年 12 月 22 日付けで一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積の別段面積の設定又は修正の必要性について審議することとなっております。

このため、来年度の下限面積の別段面積の設定につきまして、事務局担当より説明させていただきます。

○事務局

説明いたします。

この件につきましては、農地法第 3 条の許可要件の一つである下限面積の「50 アール」については、農業委員会の適正化の通知に基づきまして、毎年検討することになっております。

今年の「下限面積は法定の 50 アールとして、『別段の面積』は設定しない。」ことを提案申し上げます。

理由としまして、別紙の資料をご覧ください。

- 1 2015 農業センサスにおいて、守山市では経営面積 50 アール未満の農家数が農地法施行規則第 17 号第 1 項第 3 号で定める基準の 40 %を下回らない。

- 2 農地法第 30 条の規定に基づく利用状況調査の結果、管内の遊休農地は 0.4 %以下で推移している。
- 3 新規就農者には、1 ページの下段の農地法施行令第 2 条による、農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外により、草花等の栽培で集約的経営を行う場合は、下限面積以下でも例外的に認めることが可能であり、新規就農者の障害とならない。また、新規就農の農地の確保には、「農業経営基盤強化促進法」による賃借の利用権設定を設定することで初期の投資を低く抑えられ、農地の売買による取得以外にも農業経営方法がある。
- 4 農業者の耕作意欲の減退等にともなう離農者の増加により、担い手の経営規模が拡大し、農地利用集積率 58 %と進んでいることから、法定の下限面積 50 アールが現状に適さない状況にない。
- 5 市内での農地法第 3 条による申請者は大規模な農家またはそれに準じる農家であることから、問題が生じたことは無い。

以上のことから、別段面積の設定を行わなくても法定の下限面積である 50 アールで対処できるものと考えます。

(※④ 58%・・・①農業経営基盤法による農業委員会の集計。
②農政課の集計では、①と集落営農などの作

業委託等の借受けを含めると 72%になる。)

以上で議第 50 号の説明とさせていただきます。

○議 長

ただいまの案件に対しましても、農地委員会において下限面積の検討を行なっていただきましたので、農地委員会から報告をお願い致します。

○●●農地委員長

先ほどと同じく 10 月 29 日に農地委員会を開催し、下限面積の検討を行いました。

市内の遊休農地比率は、29 年度 0.36%、30 年度 0.4%、令和元年は 0.46%、の低比率で推移しており、そのほとんどが耕作条件の厳しい農地で 5 反要件を下げても遊休農地の解消が見込みにくい状況であり、解消にはつながらないと考えます。また、新規就農される方の農地の確保についても、農業経営基盤強化促進法による利用権設定で農地の確保が出来ることから障害になることは考えられません。その他に、農地法第 3 条による申請者は大規模な農家またはそれに準じる農家であることから、問題が生じたことは無く、^{※注 2}農業者として 5 反要件が弊害になったことはありません。また、県内の他の市町では、別段面積の設定を市街地や中山間地で実施されているが、草津市、栗東市では市街地のみであり、野洲市、湖南市では設

定が無く、本市についても別段不都合はない状況であることから、積極的に下限面積を下げることの理由は見当たりません。他に、国の農業施策では大規模農家に集積する方向でもあり影響がないと判断いたしました。しかしながら、市が設置する「空き家バンク」がありますので、これらの住宅に付随する農地の取り扱いに課題が残ることが考えられますことから、今後の検討課題と考えます。

(※注2 農業者として・・・規模拡大での耕作が目的であり、資産としての益を目的としていない者。)

以上、報告といたします。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議長 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。守山市の下限面積は50アールであり、別段の面積の設定は行なわないとすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議長 長

ご異議無しと認めます。よって、本件の下限面積は50アールであり、別段の面積の設定は行なわないとすることに、決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第45号から報告第49号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第45号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の報告について

3件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第46号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の報告について

1件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第47号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

2件の届出です。内容については記載のとおり

です。

報告第 48 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

21 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第 49 号 農地変更届出について

1 件の届出です。内容については記載のとおりで
す。

以上です。

○議 長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され
た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終
了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 4 時 50 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 2 年 11 月 20 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

9 番

10 番